

令和5年5月17日

◎金岡委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎金岡委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き、「令和5年度業務概要について」であります。

《公営企業局》

◎金岡委員長 それでは、日程に従い、公営企業局の業務概要を聴取いたします。

業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いいたします。

(局長以下幹部職員自己紹介)

◎金岡委員長 それでは最初に、局長からの総括説明を受けます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎金岡委員長 続いて、各課長の説明を求めます。

各課長の説明は、適切かつ簡潔をお願いいたします。また、各委員も簡潔な質疑をお願いいたします。

〈電気工水課〉

◎金岡委員長 まず、電気工水課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 1つは、四国電力もなかなか値段が上がるけど、県の売電は他県並み、もしくはほかの発電業者並みの値段で四国電力と取引していますか。

もう1つ。ダムの発電機なんですけど、オーバーホール、オーバーホールって随分、僕らも新人の頃からぎっちりしているんですけど、これはひょっとしたら、思い切って新型に替えたら、そのほうがずっと効率的ではないでしょうか。

◎三宮電気工水課長 まず、オーバーホールについてですが、リプレースもこれまで何回も検討させてもらっています。大規模修繕とか改良の問題も検討しています。杉田発電所の場合は、比較的効率がいい水車というか発電機なので、いろんなリプレースをしてもなかなか出力アップとかにはならないという認識はしております。そのほかの発電所はまだ可能性はあると思いますので、そこで検討させてもらいたいと思います。

それともう1点、売電の料金については、非公開の状況になっていまして、以前であれば、全国状況とか他県の情報が分かっていたんですが、もう本当に全然分からない状況です。ただ、お隣の徳島県が議会で一応報告が議案で出ていましたので、そこでは0.1円ぐらい高知のほうが安かったというような結果になっております。

◎樋口委員 安かったというんですが、この時代だから、交渉はやや強気には出れないわけですか。

◎三宮電気工水課長 令和4年、5年の単価を決めるに当たって、令和3年度に更改の交渉もさせていただいています。毎年交渉というわけではないので、長期を見て2年間の単価を決めていますので、その時点の判断ということになっております。

◎笹岡公営企業局長 補足になりますけども、四国電力との交渉については、事務的段階から含めて、二次交渉、三次交渉と積み重ねてやっております。こちらからも必要な経費がこれだけかかるということをしかりと根拠資料を示して相手とも交渉してありまして、最終的に局長レベルで、向こうの支店長レベルと話をし、そこはもうしかり、これだけ経費がかかるからこれだけの収入をもらいたいということはきちんと交渉してあります。なお、現在の基本契約が来年度までとなっているところをございまして、令和7年度以降につきましては、国からも、単に相対ではなくて、例えば競争とか、あるいはプロポーザルなり、そういう競争的な形でやりなさいということも言われておりますので、今年度末から来年度にかけまして、そういった方法も含めて検討していきたいと考えております。

◎細木委員 物部川水系の3つのダムのことなんですけど、土砂崩れなんかも結構あって、その堆砂とかかなり砂とかがたまって、それは発電にあまり影響ないのかもしれないんですけど、ダムの寿命的なものとか、今後の長期的に管理についての何か課題があれば教えてください。

◎三宮電気工水課長 物部川については、国の管理、県の土木部の管理の部分をございまして、確かに土木部が管理しております永瀬ダム上流についてはかなりの堆砂、崩壊もあつたりとかして、今、土木部中心に対策をしているところをございます。その下流にある、我々の所管しておりますこの発電専用ダムにつきましては、山腹崩壊とかというところをございけません。ただ、当然上流から流れてきた土砂とかの対策の問題はありますので、河川管理者とそこは協議しながら対応していきたいと思ひます。

◎細木委員 あと、海洋温度差発電可能性調査の件ですけど、全国的に先進事例とかがあつたら、勉強のためちょっと教えてください。

◎三宮電気工水課長 日本でも先行的に進んでいるのが、沖縄県の久米島で実証試験をやっているところをございまして、1年ぐらい前に久米島で実証試験をさらに充実させていくというトピックがあつたものですから、我々も高知県で脱炭素のエネルギーを少しでも前へ進めていこうと。室戸市にも海洋深層水がありますので、可能性がどこまでできるか、ちょっと基本調査をやりたいということでやっているところをございます。

◎依光委員 先ほど樋口委員も聞かれたんですが、杉田ダムのオーバーホールというのは、定期的に何年に1回とかいう感じでやっているんですか。

◎三宮電気工水課長 これは電気事業法で、事業者が定めるという規程もありますので、

現行は杉田は12年でやっております。その前が11年とか10年とかいうことで、周期を少し延ばしてきている状況はございます。現在は、10年前にやって、10年ぶりのオーバーホールということですよ。

◎**依光委員** 12年でやっているんだしたら、これを定期的に10年だとか8年に1回することで、経費ももっと少なくて済むとか、そんなことはないものですか。

◎**三宮電気工水課長** 機械のメンテナンスなので、当然やりながらですが、デフレ時代は工事費なんか下がったこともあったんですが、公共工事でも発注するところもありますので、近年はかなり高くなって、どこの県もオーバーホールでかなりの費用が、もう10数年前の倍とかいうオーダーでできていますので、期間もかかっているということで、非常に対応に苦慮しているところでございます。

◎**依光委員** もう1点。この予算に、永瀬ダムの再生計画を検討ということで書かれていますが、この再生計画とはどういうものでしょうか。

◎**三宮電気工水課長** これは、土木部で昨年度か一昨年度ぐらいから計画されている、様々なダムの再生、土砂も含めた検討資料で、その応分の負担金を出しているということで、我々が積極的に主体でやっているわけではなくて、土木部が主体でやっているところに負担金を出しているところでございます。

◎**金岡委員長** 少し私のほうから確認をさせていただきます。ずばり申し上げまして、収益的収入及び支出ということと資本的収入というので分かれていますけれども、収支差額が収益的収支で約1億9,800万円、そして資本的収支のほうがマイナス1億7,347万3,000円ということで、これを差引きすると、全体の収支が分かると考えていいんですか。

◎**三宮電気工水課長** 端的に見たら、この左側の収益的収支というのが単年度の事業収支になってきます。右側の資本的収支というのはあくまでも将来投資分というか、支出がやっぱりここは多くなるところでございまして、これは将来的に左側の収益的収入に年数を分けて費用を出していくということなので、単純に足して割るということではないです。

◎**金岡委員長** よく分かるんですが、単年度で見るとその収支をプラスマイナスしたら、その単年度の収支が出るので、要するに、将来的ないわゆる何ていうのかな、資本投資というふうな考え方ではあるけれども、単年度で見るとそういう数字はマイナス、マイナスにはならんのか、1億9,800万円だから2,000万円余りのプラスというふうに考えられるんじゃないですか。

◎**三宮電気工水課長** 端的に見ればそうなります。ここに大規模な、大きな改良工事とか入ってくると資本的支出がかなりの大きな金額になってきますので、それはなかなかこう一般的な説明はしづらいところなんですけど、会計の制度で。

◎**金岡委員長** 工業用水道事業会計も同じなんですよ。当年度の収支差額が収益的のところ821万6,000円、資本的のところ約マイナス5,500万円というふうになる。そこら辺

は、どう言いますか、いわゆる資本投資というふうな考え方ももちろん分かりますけれども、単年度とすればこうなるということはやはり明確に言っておいていただいたほうが分かりやすいんじゃないかなと思います、どうなのでしょう。

◎**笹岡公営企業局長** 私からもちょっと上手に説明できないかもしれませんが、予算上の左の収益的収入・支出というのは、決算では損益計算書につながっていくわけでございます。予算上、立てる段階ではきちんと黒字になるようにやっていますということを示した上で、資本的収入の部分につきましても、こういうふうはその年度で出す部分については赤字の部分になっているんだけど、ただ、そこはきちんと内部留保で補填がされるという説明で御理解いただきたいです。最終的に公営企業としては、決算で、その大枠の予算を定めたものについて、結果として決算上もきちんと資金が回っている、黒字になっている、あるいは赤字になっていてもこれで補填されているというようなことで、仕組み上はどちらかというとしっかり決算で見ていただくというようなたてりになっているというところで御理解いただきたいと思います。

◎**金岡委員長** 理解はします。しかし同じように、毎年、例えばオーバーホールの費用とかいろんなものが、ほかの経費もあると思いますが、そういうものが同様に出てくると、結局一緒なんですよ。そこら辺は踏まえてというか、しっかりとやっていかないと、これが、分けて片方でこれだけ収益が上がっているからこうだというふうになると、ちょっと危険なんじゃないかなと思いますので、また注意をしていただきたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

〈県立病院課〉

◎**金岡委員長** 次に、県立病院課を行います。

(執行部の説明)

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**細木委員** コロナの3年間でそれぞれの公的病院、特に空床補償で収入が上がったところが多いと思うんですけど、参考にこの3年間にそれぞれの病院でどれぐらい空床補償の分の金額があったか教えてください。

◎**石邑県立病院課長** 令和2年度から申し上げます。収益部門と資本の両方で令和2年度は補助金があります。あき総合病院は合わせまして1億8,900万円余り、幡多けんみん病院が2億6,500万円余りとなっております。令和3年度は、あき総合病院が1億4,400万円余り、幡多けんみん病院が1億8,200万円余りとなっております。令和4年度は、あき総合病院は1億1,700万円余り、幡多けんみん病院は、令和4年度から重点医療機関となりましたので単価が上がるなどいたしまして、4億8,700万円余りとなっております。

◎**細木委員** コロナが5類に下がって、あと空床補償の分も下がってくるので、経営的に

ちょっと大変になると思うので、新たな経営ガイドラインに基づいた計画をつくられるということですが、これまでの第7期の健全計画から、どんなところが今後変わってきて、経営の改善のために重点を置かれるのかをお願いします。

◎石川県立病院課長 今回、総務省からガイドラインという形で出されましたけれども、基本的には、今ある計画をベースにした形のものになろうかと思えます。それから、なお、さらに追加をしていく部分が若干ございまして、そういったところで今の計画にないような部分を加味していくような形になっていくかと思えます。具体的には、設備などの最適化というところで、デジタル化への対応ですとか、コロナの病床の関係など、感染症の対応できる病床などの整備といったようなこととか、あと、前回の計画からありましたけれども、医師の働き方といったところをこれからさらに検討を進めていく部分があるかと思っております。それで、これからのところになろうかと思えますけど、病床機能をどういうふうに病院で機能を持たせていくかというところが、これから検討して、また計画の中で位置づけていくような形になろうかと思っております。

◎細木委員 お医者さんの数によって全然経営が変わってくるので。減ってはないし、病院が両方とも医師が増えているというところは頼もしいなと思えますので、その働き方改革の点は、ぜひ、過重労働にならないようにそういうポイントを押さえていただきたいと思えます。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

《報告事項》

◎金岡委員長 続きまして、公営企業局から1件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることといたします。

職員の懲戒処分について、県立病院課の説明を求めます。

◎石川県立病院課長 では、お手元の業務概要委員会資料、公営企業局のインデックスの報告事項の1ページをお願いいたします。

局長から総括説明で申し上げましたとおり、本年3月30日付けで1名の職員を懲戒処分といたしましたので、懲戒処分の公表基準に沿って御報告させていただきます。

処分を受けた職員は、幡多けんみん病院の看護師で主幹、60歳でございます。

処分の事由につきまして御説明いたします。当該職員は、令和5年3月17日金曜日、午後5時20分頃から、黒潮町の自宅で缶ビール350ミリリットル6本及び焼酎のロックを4杯飲んだ後、午後11時頃に就寝いたしております。翌3月18日土曜日の午前8時に起床いたしまして、酒が残っているような感覚があったということがございまして、酒が抜けるのを待つため朝食後も2時間程度自宅にとどまり、その後もう大丈夫と判断いたしまして、土佐清水市にある実家に向けて自家用車を運転して自宅を出発いたしました。移動途中、

信号機のない土佐西南大規模公園の西側の出口の三差路、黒潮町下田の口になりますけれども、そちらで一時停止をせずに交差点に進入いたしまして左折をした後、少し進んだところで警戒中の中村署員に停止を命じられたというところでございます。指定場所一時不停止に関しまして事情聴取をされる中で、同署員から酒の臭いがするというので、飲酒検知を受けた結果、呼気1リットル中0.15ミリグラムのアルコール分が検出され、酒気帯び運転及び指定場所一時不停止で検挙されたものでございます。飲酒運転は、人命をも奪いかねない重大な事故につながる極めて危険な行為であり、その撲滅に向けて県を挙げて取り組んでいる中、酒気帯び運転を行ったことは、職員全体の名誉を奪うばかりか、県民の県政への信頼を大きく裏切るものであり、その責任は極めて重大でございます。

以上のことから、信用失墜行為を禁止しております地方公務員法第33条の規定に違反するものとして、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定によりまして、懲戒処分としたものでございます。

処分の内容は停職1日としておりますけれども、これは、本件事案は飲酒後12時間程度経過していることや、9時間程度の睡眠を取っていることなどから、いわゆる二日酔いの状態であったと判断したことによるものでございます。このことを踏まえまして、停職3か月とすることが相当でございますけれども、対象職員は令和5年3月31日をもって定年退職となりますことから、処分の翌日であります定年退職日の停職1日間としたものでございます。

これまでも度々注意喚起を行い、令和4年12月8日にも年末年始を迎えるに当たり、飲酒運転の根絶について職員に周知徹底を図ったところでありますが、再びこのような事案が発生いたしまして県民の皆様の信頼を裏切ることになったことにつきまして、大変申し訳ないことと考えております。

今回の処分を受けまして、同日付で公営企業局長通知を發出し、各所属長に対し、このような県民の皆様の信頼を裏切る行為が行われたことは遺憾であり、このようなことが繰り返されることのないよう、改めて飲酒運転は絶対にしないということを各所属において周知徹底するよういたしました。

説明は以上でございます。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**細木委員** 単純なことですけど、事案が発生した17日から30日までの大体2週間の期間はどういうふうにしていたんですか。

◎**石邑県立病院課長** 服務上は休暇の扱いとなっております。

◎**細木委員** 有給とかを使ってということですね。分かりました。

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

以上で、公営企業局の業務概要を終わります。

公営企業局はできるだけもうけていただかなければなりません。病院は若干違ったところがありますけれども、それもできるだけ損失を出さないようにという方向で頑張っていると思いますのでよろしくお願いします。

以上で、公営企業局の業務概要を終わります。

以上で、全ての日程を終了しました。

なお、5月23日からは、出先機関等の業務概要調査が始まります。5月23日は、高知市方面の出先機関の調査であります。議事堂において午前10時開会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで委員会を閉会いたします。

(10時53分閉会)